

昭和四十四年四月四日受領
答 弁 第 三 号

(質問の 三)

内閣衆質六一第三号

昭和四十四年四月四日

内閣総理大臣 佐藤 榮 作

衆議院議長 石井光次郎 殿

衆議院議員高田富之君提出施設園芸作物等の災害補償制度確立に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員高田富之君提出施設園芸作物等の災害補償制度確立に関する質問に対す

る答弁書

近年における農業事情の急激な変化に即応して、養豚、養鶏等とともに、施設園芸についても、今後早急に共済制度の整備を図る必要があると考え、昭和四十三年度には、全国主要地域において、近年の被害状況、共済制度に対する農家の意向等に関する実態調査を行なったところである。

その結果によれば、施設園芸部門における災害はかなり多く、また、共済制度の整備を希望する農家の意向の強いことが明らかとなった。

しかしながら、施設園芸の施設の種類や規格が極めて多様であり、しかも自然災害を対象とするため、構造、材質上のわずかな相異によつて被害率も大きく異なることや、施設内で栽培され

る作物の被害をも含めて共済の対象とするとすれば、その損害評価をどうするか等技術的に困難な問題が多いので、このような問題解明のため、本年度はさらに詳細な調査検討を行なうことを予定しており、できるだけ早い機会に施設園芸部門についても、災害補償制度の整備を図りたい所存である。

なお、制度化までの経過的措置として、農業共済団体における任意共済事業として実施できる途をひらくことも考慮しているが、自然災害を対象とするものであるだけに国の再保険措置等を伴わないままに農業共済団体が事業を実施するかどうかについては問題がある。

また一般野菜については、保険技術的に問題が多いので、早急な制度化は困難である。

さらに果樹に対する災害補償制度については、果樹保険臨時措置法に基づいて昭和四十三年から実験実施を行なっており、その結果等をみて本格的な制度化を検討することとしている。

右答弁する。